

## 【篠栗町農業委員会議事録】

1. 開催日時 令和3年11月5日（金） 13時30分

2. 開催場所 役場 2階 大会議室

3. 出席委員（13名）

農業委員

4番 鷹巣 礼子（会長）  
1番 井上 宗利  
2番 井上 重誠  
3番 平井 眞澄  
5番 井上 勘次  
6番 村瀬 久美子  
7番 城戸 一寿  
8番 葉山 繁美  
9番 三代 由美子  
11番 柳池 達美  
12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則  
川内 行雄

4. 欠席委員（1名） 10番 松田 護（副会長）

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 新規就農者について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用  
集積計画について

議案第3号 農地法第5条による農地転用許可申請について

報告第1号 農地法第5条による農地転用届出について（2件）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大

事務局員 吉村 淳子

事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和3年11月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、10番 松田 護 副会長の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>11番：柳池 達美 委員</p> <p>12番：合屋 義彦 委員 をお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>本日の日程についてですが、議案第1号、第2号、第3号について審議し、報告第1号を受けて、散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>議案第1号 新規就農者について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 新規就農者について」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第1号 新規就農者について 説明】</b></p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第1号については、新規就農者についてです。</p>

	<p>3ページをお開きください。篠栗町農業委員会新規就農申請者取扱規定第4条に「農業委員会は次に定める基準に基づいて新規就農申請者を審査し、すべての項目について適当と認めるときは、新規就農として承認するものとする。」とあります。</p> <p>今回は申請者の面接の形式をとり、その是非を判断していきたいと思えます。資料は別紙で用意しています。</p> <p>まず申請者が入室後、自己紹介をして頂き、その後、配布しています申請書の中について説明を行います。その後会長から質問を行います。</p> <p>ひとつおりの質問が終わりましたら、委員の皆様で質問があれば挙手で質問をお願いします。</p>
議 長	<p><b>議案第1号 新規就農者について 面接】</b></p> <p>皆様よろしいでしょうか</p> <p>それでは面接を行います。</p> <p>申請者は入室してください。</p> <p><b>【自己紹介】</b></p> <p><b>【面接】</b></p> <p>委員の皆様からなにか質問はありませんか</p> <p><b>【質問】</b></p> <p>以上で面接を終わります。</p> <p>申請者は退出してください。</p>

	<p><b>【申請者退出】</b></p>
議 長	<p><b>【議案第 1 号 新規就農者について 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 1 号について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 号の新規就農について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 新規就農について」は、原案のとおり承認いたします。</p>
議 長	<p><b>議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</b></p> <p>議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。</p> <p>審議番号 9 については、松田副会長、審議番号 1 0 については、川内農地利用最適化推進委員、審議番号 1 3、1 4 については、柳池農地利用最適化推進委員、審議番号 5 0 については、村瀬委員、これらについては本人または関係者が申請人となります。</p>

これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのままで結構ですが、採決時には退室いただくこととなります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明いたします。議案第 1 号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）51 件となります。

議案書は 6 ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和 3 年 10 月 25 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、更新件、合計面積 127,254 m<sup>2</sup>（12.7ha）です。

#### 【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

	<p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 2 号について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 2 号の審議番号 1～9、11、12、15～49、51、52 について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 1～9、11、12、15～49、51、52 は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に審議番号 10 について審議、採決いたしますので、川内 農地利用最適化推進委員は退室をお願いします。</p> <p><b>【川内 農地利用最適化推進委員 退室】</b></p> <p>議案第 2 号の審議番号 10 について何かご意見、ご質問はありませんか。</p>

	<p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号の審議番号10について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号10については原案のとおり決定いたします。</p> <p>川内 農地利用最適化推進委員は入室してください。</p> <p><b>【川内 農地利用最適化推進委員 入室】</b></p>
議長	<p>次に審議番号13, 14について審議、採決いたしますので、柳池 農地利用最適化推進委員は退室をお願いします。</p> <p><b>【柳池 農地利用最適化推進委員 退室】</b></p> <p>議案第2号の審議番号13, 14について何かご意見、ご質問はありますか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号の審議番号13, 14について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」</p>

	<p>の審議番号13, 14については原案のとおり決定いたします。</p> <p>柳池 農地利用最適化推進委員は入室してください。</p> <p><b>【柳池 農地利用最適化推進委員 入室】</b></p>
	<p>次に審議番号50について審議、採決いたしますので、村瀬 委員は退室をお願いします。</p> <p><b>【村瀬 委員 退室】</b></p> <p>議案第2号の審議番号50について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号の審議番号50について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号50については原案のとおり決定いたします。</p> <p>村瀬 委員は入室してください。</p> <p><b>【村瀬 委員 入室】</b></p>
<p>議長</p>	<p><b>議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>



事務局

**【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可について 説明】**

議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。

議案第 3 号については、村瀬委員の関係者が申請人であります。

これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのままで結構ですが、採決時には退室いただくこととなります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。

それでは「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請」について説明します。

本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。

議案書 22 ページをご覧ください。

**【議案第 3 号 朗読】**

こちらは令和 3 年 10 月 15 日に受理したものです。

転用理由は「事務所、資材置き場、駐車場」となっております。

農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「市街地の区域内又は市街地化の著しい区域内にある農地」ということから、原則として許可できる「第 2 種農地」に該当いたしました。

今回の転用に関し、開発許可の途中でなっております。そして福岡県との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

なお、福岡県の担当官とは協議済であり、令和 3 年 11 月 1 日に立会にて現地確認済ですので報告いたします。

	事務局からの説明は以上です。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 3 号について地元農業委員の葉山委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
8 番 (葉山 委員)	特にありません。
議長	<p><b>【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可について 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。議案第 3 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【 質問なし 】</b></p> <p>それでは採決いたしますので村瀬委員は退室をお願いします</p> <p><b>【 村瀬 委員 退室 】</b></p> <p>議案第 3 号ついて賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【 出席委員全員賛成 】</b></p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 3 号については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>村瀬委員は入室してください。</p> <p><b>【 村瀬 委員 入室 】</b></p>
議 長	<p><b>【報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</b></p> <p>それでは、報告第 1 号について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p><b>【報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 報告】</b></p> <p>はい、それでは報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>今回の報告件数は2件となっております。</p> <p>議案書29ページをご覧ください。令和3年9月6日に受理したものです。</p> <p><b>【報告番号1 朗読】</b></p> <p>報告番号1については以上となります。</p> <p>続いて、報告番号2について説明します。</p> <p>議案書35ページをご覧ください。令和3年10月1日に受理したものです。</p> <p><b>【報告番号2 朗読】</b></p> <p>報告番号2については以上となります。</p> <p>ただいま、報告番号1、2を説明いたしました。</p> <p>これらの申請地は市街化区域ですので、農地法第5条による農地転用届出を受けたものです。都市整備課との協議はなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告第1号の報告番号1について地元農業委員の井上勘次委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>

5 番 (井上勘 委員)	特にありません。
議 長	ありがとうございました。 報告第 1 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。 <b>【意見、質問等なし】</b> 報告第 1 号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。
事務局	<b>【事務連絡】</b> 事務局からは以上です。
議 長	皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。 <b>【特に意見等なし】</b> それでは、これで令和 3 年 1 1 月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。